



## KBLI2025 への移行に関する共同通達の発出について

2026 年 4 月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisia Sitompul

### 1. はじめに

2026 年 3 月 25 日、投資・下流産業省／投資調整庁（BKPM）長官、法務大臣、および中央統計庁長官は共同で、リスクベースの事業許認可におけるインドネシア標準産業分類（KBLI）2025 への移行に関する通達（Circular Letter No. 4.S/Tahun 2026、No. M.HH-1.HH.04.02/Tahun 2026、No. 1/Tahun 2026）を発出しました（以下「本通達」）。



本通達は、KBLI 2025 への移行を実施するにあたり、省庁・政府機関、地方政府、公証人および事業者向けの実務的な運用指針を示すものです。特に、法務総局（Ditjen AHU）システム、OSS（Online Single Submission）システム、および OSS と連携する各種行政システムにおける対応が対象となります。

### 2. KBLI コード更新に伴う定款変更の不要性

本通達は KBLI2025 への移行に伴う定款変更について下記のような点を規定しております。

- **自動更新（Automatic Update）**  
KBLI 2025 への移行が単なるコード番号の変更にとどまり、事業の性質・範囲・目的に変更がない場合、OSS および AHU システム上でデータは自動的に更新される。
- **定款変更は不要（No Need to Amend Deed）**  
上記の場合、会社は定款変更を行う必要はなく、公証手続も不要となるため、追加的な事務負担は発生しない。
- **既存ライセンスの有効性維持（Existing Licenses Remain Valid）**  
既に発行され、有効に存続している事業ライセンス（PB）、基本要件（PD）、および補助ライセンス（PB UMKU）は、コード変更後も引き続き有効とされる。

### 3. 一定の場合における定款変更の必要性

本通達では、常に定款変更を不要とするのではなく、下記のような場合には定款変更が必要となる旨も記載されております。

- **会社行為（Corporate Actions）**  
会社が事業目的・事業内容・実際の活動を変更する場合には、法令に従い、AHU システムを通じて定款変更を行う必要がある。
- **定款の記載不足（Incomplete Coverage）**  
KBLI 2025 に基づく事業内容が、現行の定款に記載されていない場合には、当該事業内容を反映するために定款の更新が必要となる。



#### 4. 実施状況 (Implementation)

上記のような大量の自動更新に対応するため、政府は現在各種システムの統合を進めております。この点について、本通達は、当該システムの移行に関して、下記のような点も規定しています。

- システム統合期限 (System Deadline)  
投資・下流産業省/BKPM および法務省は、2026年6月18日までに OSS および AHU システムへの KBLI 2025 の統合を完了する必要がある。
- 移行期間中の取扱い (Current Process)  
当該期限までは、新規・既存の許認可は引き続き KBLI 2020 に基づいて処理されるものとする。

#### 5. 結論

上記のとおり、本通達は、KBLI 2025 への移行に関し、現行の KBLI 2020 における事業内容と同一の範囲で事業を継続する企業については、原則として定款変更を要しない旨を明確にするとともに、システム移行期間中の取扱いを示すものです。

他方で、KBLI 2025 では分類体系自体が見直されていることから、事業内容に変更がない場合であっても、KBLI 2020 のコードと完全に対応しないケースが生じ得るため、結果として KBLI コードの更新が必要となる可能性があります。

そのため、実務上は、各社において自社の KBLI コードと事業内容との対応関係を個別に確認することが望まれます。

もっとも、本通達はこのような場合の具体的な対応について明確にしているものではないため、今後の実務運用の動向を引き続き注視する必要があると考えられます。

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



	<p>馬居 光二 <b>One Asia Lawyers Indonesia Office</b> 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に <b>Singapore Management University</b> に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より <b>One Asia</b> に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 <a href="mailto:koji.umai@oneasia.legal">koji.umai@oneasia.legal</a></p>
	<p><b>Prisia Sitompul</b> (プリシリア・シトンプル) <b>One Asia Lawyers Indonesia Office</b> インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。 <b>One Asia Lawyers</b> 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 <a href="mailto:sitompul.prisia@oneasia.legal">sitompul.prisia@oneasia.legal</a></p>